

三井倉庫ホールディングス健康保険組合

規 約

三井倉庫ホールディングス健康保険組合規約

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、三井倉庫ホールディングス健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。
東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

三井倉庫ホールディングス株式会社	東京都中央区
北海三井倉庫ロジスティクス株式会社	北海道札幌市
三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社	東京都中央区
三井倉庫ビズポート株式会社	東京都中央区
三倉株式会社	東京都江東区
株式会社ミツノリ	福井県福井市
三井倉庫九州株式会社	福岡県福岡市
三井倉庫ロジスティクス株式会社	東京都中央区
三井倉庫エクスプレス株式会社	東京都中央区
三井倉庫株式会社	東京都中央区
三井倉庫トランスポート株式会社	大阪府大阪市
三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社	東京都中央区

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、14人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本国外にある者であって、その期間が3ヶ月以上の者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は3年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 削除

- 2 削除
- 3 削除

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、投票、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

- 第15条** 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

- 第16条** 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

- 第17条** 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

- 2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

- 第18条** 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

- 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

(代理)

- 第19条** 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- (1) 議員の疾病、負傷又は分娩
- (2) 議員の親族の弔忌
- (3) 議員に係る災害又は交通途絶

(4) 前各号に準ずるやむを得ない理由

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

- 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名、人数、選定議員の氏名、人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、人数、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
 - (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。
- ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第24条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第25条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、6人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事の選挙は、無記名投票により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の5日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規程に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 削 除
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷

(2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。また、

監事は第31条6項に従い実施する公認会計士による報告を受けるものとする。

- 3 監事は監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関しては必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、健康保険法施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組 合 員

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第5章 保 険 料

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の61.03は事業主、100分の38.97は被保険者において負担する。

第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度。
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金
- (6) 事務所費
- (7) 組合会費
- (8) 連合会費

2 介護勘定のうち、予備費に充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。

ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金

(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。

- 3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公 告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板及びホームページに掲示する。

第8章 保 険 給 付

(医療機関の指定)

第52条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担金の特例)

第53条 被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。

(1) 削除

(2) 三井倉庫株式会社 関西支社大阪診療所 大阪府大阪市

(3) 同 関西支社神戸診療所 兵庫県神戸市

(一部負担還元金)

第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、20,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付)

第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 埋葬料付加金
- (6) 削除
- (7) 家族埋葬料付加金
- (8) 家族療養付加金
- (9) 合算高額療養付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

第56条 削除

第57条 削除

第58条 削除

第59条 削除

(埋葬料付加金)

第60条 被保険者が死亡したときは、法100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、50,000円を支給する。ただし、法第100条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

第61条 削除

(家族埋葬料付加金)

第62条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

(家族療養付加金)

第63条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。

- 2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養付加金)

第64条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書または調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1, 000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第9章 そ の 他 事 業

(施設の利用等)

第65条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

第66条 削除

第10章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第67条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 11 章 その他

(その他)

第 68 条 本規約並びに諸規程に定めのない事項については、健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則、厚生労働省の政令、通達その他の関係法令に従うものとする。

規 約 変 更 経 緯

(施行期日)

この規約変更は、平成15年4月1日より施行する。

(改正内容) 事業所の編入

1.第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「株式会社サン・キャピタル アンド アカウンティング 東京都 港区」
を追加。

2.第9条第2項「選挙人の所属範囲」の「第3区」に

「株式会社サン・キャピタル アンド アカウンティング」を追加。

附則 この規約は届出の日(平成15年1月22日)から施行する。

(施行期日)

この規約変更は、平成15年6月1日より施行する

(改正内容) 料率変更

第44条(一般保険料及び調整保険料の負担割合)
保険料率の変更及び負担割合の変更。

88/1000を83/1000

負担割合 事業主 54 を 51.5 に
被保険者 34 を 31.5 に

(施行期日)

この規約変更は、平成16年4月1日より施行する

(改正内容)

第55条の(1)から(7)までを削除する。

第56条 (訪問看護療養付加金)を削除する。

第57条 (家族訪問看護療養付加金)を削除する。

第58条 (出産育児付加金)を削除する。

第59条 (家族出産育児付加金)を削除する。

第60条 (埋葬料付加金)を削除する。

第61条 (埋葬費付加金)を削除する。

第62条 (家族埋葬料付加金)を削除する。

第66条 (高額医療費貸付)を削除する。

(施行期日)

この規約変更は、平成16年4月11日より施行する。

(改正内容) 事業所の編入

2. 第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「三井倉庫エアフレート株式会社 東京都 港区」を追加。

3. 第9条第2項「選挙人の所属範囲」の「第3区」に

「三井倉庫エアフレート株式会社」を追加。

(施行期日)

この規約変更は、平成16年6月1日より施行する。

(改正内容) 事業所の所在地変更

第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「三井倉庫株式会社 九州支社」 福岡県北九州市門司区を福岡市東区 に
変更。

「三井倉庫九州株式会社」 福岡県福岡市を
福岡市東区 に変更

(施行期日)

この規約変更は、平成17年8月1日より施行する。

(改正内容) 事業所の削除

2. 第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「サンソーマリシステム株式会社 兵庫県神戸市 中央区」を削除。

3. 第9条第2項「選挙人の所属範囲」の「第3区」から

「サンソーマリシステム株式会社」を削除。

(施行期日)

この規約変更は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(改正内容) 事業所の編入及び名称変更

2. 第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「株式会社 サン・ビジネスサポート」を「三井倉庫ファシリティーズ株式
会社」に変更。

「株式会社 ロジスティクス システムズ アンド ソリューションズ」を
「三井倉庫ビジネス・パートナーズ」に変更。

「株式会社 L S S システム開発 東京都港区」を追加

- 「株式会社 ＳＢＳドキュメント 東京都港区」を追加
3. 第9条第2項「選挙人の所属範囲」の「第3区」から
- 「株式会社 サン・ビジネスサポート」を「三井倉庫ファシリティーズ株式会社」に変更。
- 「株式会社 ロジスティクス システムズ アンド ソリューションズ」を
- 「三井倉庫ビジネス・パートナーズ」に変更。
- 「株式会社 ＬＳＳシステム開発」を追加
- 「株式会社 ＳＢＳドキュメント」を追加

(施行期日)

この規約変更は、平成18年6月1日より施行する。

(改正内容) 事業所の削除

2. 第4条、(設立事業所の名称及び所在地)

「株式会社 ＳＢＳドキュメント 東京都港区」を削除。

3. 第9条第2項「選挙人の所属範囲」の「第3区」から

「株式会社 ＳＢＳドキュメント」を削除。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

(改正内容) 議員定数の変更、選挙区の削除、理事の定数変更

2. 第5条(議員の定数)

「20人」を「14人」とする。

3. 第9条(互選議員の選挙区及び議員数)

削除

4. 第10条(互選議員の選挙の管理)

「選挙区ごとに」を削除

5. 第26条(理事の定数)

「8人」を「6人」とする。

(施行期日)

この規約は、平成18年7月1日より施行する

(改正内容) 第47条(予備費の費途)に

(6) 事務所費

(7) 組合会費

(8) 連合会費

を追加

(施行期日)

この規約は平成19年4月1日から施行する。

第55条(付加給付)に

(5) 埋葬料付加金

(7) 家族埋葬料付加金

を追加

第60条(埋葬料付加金)

被保険者(被保険者であった者を含む。以下この条において同じ)が死亡したときは、法100条第1項、第2項又は法105条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、50,000円を支給する。ただし、法第100条第2項又は法第105条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

第62条(家族埋葬料付加金)

被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

を追加

(経過措置)

第55条 施行日前の死亡にかかる(埋葬料付加金)、(家族埋葬料付加金)の支給については、なお従前の例による。

(施行期日)

この規約は平成19年8月1日より施行する

(改正内容)

健康保険法等の改正に伴い、一部を変更し、条文等項目整理を行うものであります。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の5日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規程に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関しては必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

（標準報酬）

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、当該平均した額の100分の100に相当する額とする。

（会計年度所属区分）

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- （1）保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- （2）国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- （3）徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- （4）前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- （1）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあっては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度。
- （2）保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- （3）給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年

度

- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。
ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 確実な銀行への預金若しくは郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
- (7) 抵当証券の取得
- (8) コマーシャルペーパーの取得
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
- (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金
- (12) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。

3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(一部負担還元金)

第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(家族療養付加金)

第63条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養付加金を支給する。

2 家族療養付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活

療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養付加金)

第64条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書または調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

を変更

(個人情報保護の徹底)

第67条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

を追加する。

(施行期日)

この規約変更は平成20年4月1日より施行する

(改正内容) 事業所の編入

第4条(設立事業所の名称及び所在地)

「MSCロジスティクス東日本株式会社 東京都 港区」を追加。

(改正内容) 名称変更

第47条(予備費の費途)

拠出金を納付金に変更

(改正内容) 条文追加

第68条(その他)

本規約並びに諸規程に定めのない事項については、健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則、厚生労働省の政令、通達その他の関係法令に従うものとする。 を追加する

(施行期日)

この規約変更は、平成20年9月1日より施行する

(改正内容) 料率変更

第44条(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

保険料率の変更及び負担割合の変更。

83/1000を73/1000

負担割合 事業主 51.5 を 41.5 に
被保険者 31.5 は 変更しない。

(施行期日)

この規約変更は、平成21年3月1日より施行する

(改正内容) 料率変更

第44条(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

保険料率の変更及び負担割合の変更。

73/1000を68/1000

負担割合 事業主 41.5 を 36.5 に
被保険者 31.5 は 変更しない。

附則

平成 21 年 8 月 28 日付任期満了に伴い、新たに選任される議員の任期は第 7 条の定めにかかわらず、2 年 10 ヶ月とする。

(施行期日)

第 1 条 この規則の改正は、次の総選挙から施行する。

(平成 21 年 8 月 29 日総選挙の特例)

第 2 条 平成 21 年 8 月 29 日の総選挙によって選任された議員の任期については、第 7 条の規約にかかわらず「平成 21 年 8 月 29 日から平成 24 年 6 月 30 日まで」とする。

(施行期日)

この第 7 条に関わる附則追加は次の総選挙から施行する。

(追加内容)

平成 21 年 8 月 29 日からの議員の任期は平成 24 年 6 月 30 日までとする。

(施行期日)

この規約変更は平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

(改正内容)

第 36 条の 2 に下記を加える

また、監事は第 31 条 6 項に従い実施する公認会計士による報告を受けるものとする。

(施行期日)

この規約変更は認可の日から施行し平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

(改正内容)

第 4 条に株式会社三井倉庫エアカーゴ と株式会社 M S エアカーゴ を追加する。

(施行期日)

この規約変更は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(改正内容)

第 4 条から株式会 L S S を削除する。

(施行期日)

この規約変更は平成23年6月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から三井倉庫ファシリティーズ株式会社を削除する。

(施行期日)

この規約変更は平成23年10月11日より施行する。

(改正内容)

第4条から

株式会社三井倉庫エアカーゴ[※]及び株式会社MSエアカーゴ[※]の所在地
を東京都中央区から東京都港区に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成24年7月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

北海三井倉庫株式会社を北海三井倉庫ロジスティクス株式会社に、所在地を北海道
北広島市から北海道札幌市に変更する。

株式会社三井倉庫エアカーゴ[※]を三井倉庫エクスプレス株式会社へ
変更する。

(施行期日)

この規約変更は、平成25年3月1日より施行する。

(改正内容) 料率変更

第44条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)

保険料率の変更及び負担割合の変更。

		68 / 1000	を	90.6 / 1000	
負担割合	事業主	36.5	を	55.3	に
	被保険者	31.5	を	35.3	に変更

(施行期日)

この規約変更は平成25年10月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

株式会社三井倉庫エアフレートと株式会社M S エアカーゴ を削除する。

三井倉庫ロジスティクス株式会社の所在地を大阪府枚方市から東京都港区に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成26年1月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

M S C ロジスティクス東日本株式会社を削除する。

(施行期日)

この規約変更は平成26年4月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

エム・エス物流サービス株式会社を削除する。

株式会社サシ・キャピタル アント アカウンティング を三井倉庫ビジネスサポート株式会社へ変更する。

三倉株式会社の所在地を東京都江東区から東京都中央区に変更する。

三井倉庫九州株式会社の所在地を福岡県福岡市東区から福岡県福岡市博多区に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成26年10月1日より施行する。

(改正内容)

第3条の

組合の事務所所在地を東京都港区海岸三丁目22番23号から東京都港区西新橋三丁目20番1号に変更する。

第4条の

三井倉庫株式会社を三井倉庫ホールディングス株式会社へ変更する。

三井倉庫株式会社、三井倉庫ビジネス・ネットワーク株式会社、三井倉庫インターナショナルジャパン株式会社を追加する。

(施行期日)

この規約変更は平成26年11月1日より施行する。

(改正内容)

第2条の

三井倉庫健康保険組合を三井倉庫ホールディングス健康保険組合へ変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成28年3月1日より施行する。

(改正内容)

第4条に

三井倉庫トランスポート株式会社を追加する。

(施行期日)

この規約変更は平成28年4月1日より施行する。

(改正内容)

第4条に

三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社を追加する。

(施行期日)

この規約変更は平成28年6月6日より施行する。

(改正内容)

第3条の

組合の事務所所在地を東京都港区西新橋三丁目20番1号から東京都港区海岸三丁目22番23号に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成29年1月16日より施行する。

(改正内容)

第4条の

三井倉庫ロジスティクス株式会社の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成29年2月17日より施行する。

(改正内容)

第4条の

三井倉庫サ^パライゼーションソリューション株式会社の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更する。

(施行期日)

この規約変更は平成29年4月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

三井倉庫ビ^ジネストラスト株式会社を削除する。

(施行期日)

この規約変更は、平成30年3月1日より施行する。

(改正内容) 料率変更

第44条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)

保険料率の変更及び負担割合の変更。

90.6 / 1000 を 87.300 / 1000

負担割合 事業主 55.3 を 53.279 に

被保険者 35.3 を 34.021 に変更

(施行期日)

この規約変更は平成30年4月1日より施行する。

(改正内容)

第4条から

三井倉庫インターナショナルジ^ャパ^ン株式会社を削除する。

(施行期日)

この規約変更は、平成31年3月1日より施行する。

(改正内容) 料率変更

第44条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)

保険料率の変更及び負担割合の変更。

87.300 / 1000 を 87.220 / 1000

負担割合 事業主 53.279 を 53.230 に

被保険者 34.021 を 33.990 に変更

(施行期日)

この規約変更は平成31年3月1日より施行する。

(改正内容)

第47条に

- 2 介護勘定のうち、予備費に充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護納付金

(2) 介護保険料還付金

を追加する。

(施行期日)

この規約変更は令和2年6月1日より施行する。

(改正内容)

1. 第18条に

3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

を追加する。

2. 第20条に下線部分を追加する。

組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

3. 第22条に

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1) 議員の疾病、負傷

(2) 議員に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

を追加する。

4. 第23条に

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1) 会議システムで組合会を開催した旨

(2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

を追加する。

5. 第30条の（理事会の招集）を（理事会の招集の手続）に変更し、

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

を追加する。

6. 第32条に

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1) 理事の疾病、負傷

(2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

を追加する。

7. 第37条の下線部分を削除する。

理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分す

ることができる。(後略)

(施行期日)

この規約変更は令和3年4月1日より施行する。

(改正内容)

1. 第4条の

三井倉庫九州株式会社の所在地を福岡県福岡市
三井倉庫トランスポート株式会社の所在地を大阪府大阪市
に変更する。

2. 第7条第2項に

ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
を追加する。

3. 第10条第3項を

選挙長は、選挙会の開閉、投票、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
に変更する。

4. 第11条第1号を

選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分1以上の得票がなければならない。
に変更する。

5. 第23条第1項第3号を

出席した互選議員の氏名、人数、選定議員の氏名、人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、人数、並びに代理を受けた議員の氏名
に変更する。

6. 第28条第1項を

理事、理事長及び監事の選挙は、無記名投票により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。
に変更する。

同条第3項を

選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって

当選人とする。

に変更する。

7.第49条第1項を

準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) 郵便貯金

(2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）

(3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）

(4) 国債又は地方債

(5) 政府保証債又は金融債

(6) 担保付社債

(7) 抵当証券

(8) コマーシャルペーパー

(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金

(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金

(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

に変更する。

同条第2項を

介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。

に変更する。

8.第49条第1項を

準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない

に変更する。

9.第53条を

被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。

- (1) 三井倉庫株式会社 本社 診療所 東京都港区
 - (2) 同 関西支社大阪診療所 大阪府大阪市
 - (3) 同 関西支社神戸診療所 兵庫県神戸市
- に変更する。

10.第65条第2項を

この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

に変更する。

(施行期日)

この規約変更は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

(改正内容)

1.第 3 1 条第 1 号を削除する。

組合会に提出する議案

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(改正内容)

第 44 条「一般保険料額及び調整保険料額の 87.220 分の 53.230 は事業主、87.220 分の 33.990 は被保険者において負担する。」を「一般保険料額及び調整保険料額の 100 分の 61.03 を事業主、100 分の 38.97 は被保険者において負担する。」に変更する。

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

(改正内容)

第 4 条中「三倉株式会社 東京都中央区」を「三倉株式会社 東京都江東区」に変更する。

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

(改正内容)

第 3 条のうち「東京都港区海岸三丁目 22 番 23 号」を「東京都中央区日本橋箱崎町 19 番 21 号」に改める。

第 4 条のうち「三井倉庫ホールディングス株式会社 東京都港区」を「三井倉庫ホールディングス株式会社 東京都中央区」に、「三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社 東京都港区」を「三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社 東京都中央区」に、「三井倉庫ビズポート株式会社 東京都港区」を「三井倉庫ビズポート株式会社 東京都中央区」に、「三井倉庫エクスプレス株式会社 東京都港区」を「三井倉庫エクスプレス株式会社 東京都中央区」に、「三井倉庫株式会社 東京都港区」を「三井倉庫株式会社 東京都中央区」に、「三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社 東京都港区」を「三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社 東京都中央区」に改める。

第 53 条のうち「三井倉庫株式会社 本社 診療所 東京都港区」を廃止する。